平川市告示229号

# 一般競争入札の公告

下記物件について、次のとおり一般競争入札を実施するものとする。

1　売却物件

（1）物 件 名　陸上競技場残地

（2）物件概要

土地

| 所在地 | 地目 | 地積（登記面積） | 合計面積 |
|---|---|---|---|
| 町居南田２８７番２ | 田 | ４１９．００㎡ | １，５０２．００㎡ |
| 町居南田２８６番 | 田 | １，０８３．００㎡ | |

2　最低売却価格　３２３，０００円

3　入札参加資格

①市町村税等の滞納がない者

②地方自治法第２３８条の３に該当しない者

③地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者

④平川市暴力団排除措置要綱第２条第８号に該当しない者

4　売却物件資料の縦覧

①縦覧期間　令和８月１１月２日（月）～ 令和８年１１月３０日（月）まで

②縦覧場所　市ホームページまたは平川市役所本庁舎３階「財政課」

5　入札の申込受付

①申込期間　令和８月１１月２日（月）～ 令和８年１１月３０日（月）まで

②申込方法　持参又は郵送

③申込場所　平川市役所本庁舎３階「財政課」

住所：青森県平川市柏木町藤山２５番地６

6　現場説明会

日時および日程は下記のとおりとする。希望者は事前に財政課管財係へ連絡すること。（TEL：０１７２－５５－５７３４）

①日時　　令和８年１１月２４日（火）午前１０時から

②場所　　陸上競技場残地（町居南田２８７番２および２８６番）

7　入開札について

入札は、必ず本人又は代理人が出席して行うものとし、郵便及び電話による入札は無効とする。

①入開札場所　　平川市役所本庁舎４階「大会議室２」

②入開札日時　　令和８年１２月１日（火）午前１０時から

8　入札保証金

入札に参加する者は、入札保証金（契約金額の１００分の５以上の額）を令和８年１２月１日(火)の午前１０時までに市が発行する納付書により納付するものとする。なお、入札保証金は現金で納付するものとし、端数が出る場合は切り上げるものとする。また、この入札保証金を還付する場合は、利息を付さない。

9　契約の締結時期

落札決定の日から７日以内に契約を締結するものとする。

10　契約保証金

落札者は、契約を締結する前までに契約金額の１０分の１以上の額を納付するものとする。この契約保証金を還付する場合は、利息を付さない。

11　契約の締結及び不履行

落札者が契約の締結に応じない場合は、納付した入札保証金は平川市に帰属するものとする。また、契約が不履行となった場合は、契約を解除し、違約金を請求するものとする。

12　売買代金の納付

契約となった日から３０日以内に市が発行する納入通知書により納付するものとする。

13　物件の引渡し

売買代金が完納されたとき、所有権が移転するものとし、現状のまま物件を引き渡すものとする。

所有権移転登記は市が行うものとする。ただし、落札者が所有権移転登記を行う場合はこの限りではない。なお、必要経費は落札者が負担するものとする。

14　問い合わせ先

平川市役所本庁舎３階 財政部財政課管財係

ＴＥＬ　０１７２－５５－５７３４（直通）

０１７２－４４－１１１１（代表・内線１５５４）

令和８年１１月２日

平川市長　　工　藤　貴　弘



【地方自治法施行令（抄）】

（一般競争入札の参加者の資格）

第１６７条の４　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

２　普通地方公共団体は、次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があつた後二年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一　契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

二　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

三　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

四　地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

五　正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者

六　前各号の一に該当する事実があつた後二年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

【地方自治法（抄）】

（職員の行為の制限）

第２３８条の３　公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

２　前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

【平川市暴力団排除措置要綱（抄）】

（定義）

第二条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

二　暴力団員　法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

三　暴力団員等　暴力団員又は暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（法第２条第１号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与する者をいう。）をいう。

四　法人等　法人その他の団体をいう。

五　役員等　次に掲げる者をいう。

ア　法人にあっては、代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者

イ　法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任をする者

ウ　個人にあっては、その者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）

六　契約等の相手方　次に掲げる者をいう。

ア　市の事業等の契約相手方となるために必要な申込み、申請等をしている者

イ　市が行う一般競争入札又は指名競争入札の参加資格を有する者、入札に参　加しようとする者、市が随意契約の相手方として選定する者及び既に契約を締結した相手方

ウ　補助金、貸付金その他いかなる名称であるかを問わず、市から金銭等の交付等を受けるための申請をした者及び申請をしようとする者並びに金銭等の交付等を受けた者

エ　アからウまでに掲げる者のほか、市が行う許認可等の処分の対象となる資格を有する者

七　排除措置　入札参加資格者の指名停止、契約の解除、許認可等の取消しその他の市の事務及び事業から暴力団を排除するために必要な措置をいう。

八　排除措置対象者　次に掲げる者をいう。

ア　暴力団員

イ　役員等が自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団の威力を利用したと認められる者

ウ　役員等が暴力団の威力を利用する目的で、若しくは暴力団の威力を利用したことに関し金品その他財産上の利益の供与（以下この号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められる者

エ　役員等が正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められる者

オ　役員等が暴力団と交際していると認められる者